

奄美群島振興開発基本方針（案） 目次

序 文

奄美群島の振興開発の意義及び方向

- 1 奄美群島の役割
 - (1) 豊かな自然環境
 - (2) 多様で個性的な伝統文化等
 - (3) 長寿・癒しの島
 - (4) 海洋資源の利用等
- 2 振興開発の意義
- 3 振興開発の方向
 - (1) 優位性への転換と奄美群島の魅力の増進
 - (2) 地域の発意と創意工夫の活用
 - (3) 島ごとの特性に応じた振興開発の推進
 - (4) 地元主体の自主的な地域づくりの推進
 - (5) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

- 1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
 - (1) 地域資源を活用した産業の振興
 - (2) 農林水産業の振興
- 2 観光の開発に関する基本的な事項
- 3 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
 - (1) 交通の確保
 - (2) 通信の確保
- 4 生活環境の整備に関する基本的な事項
- 5 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 7 医療の確保等に関する基本的な事項
- 8 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 9 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 公害の防止
- 10 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - (1) 教育の振興
 - (2) 文化の振興
- 11 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 12 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

奄美群島振興開発基本方針（案）

序 文

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国及び関係地方公共団体や地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。

しかしながら、奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、それらを克服するための取組を実施する必要がある。また、本土や沖縄との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されており、さらに、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題を含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。

一方、奄美群島は、広大な圏域の亜熱帯地域に位置することから、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境や世界に類を見ない貴重な野生動植物を有する自然的特性、また、島唄に代表される多様で個性的な伝統文化等の文化的特性、加えて、長寿・癒しの島等の社会的特性など他の地域にない風土的な魅力と資源に恵まれている。奄美群島の地理的、自然的条件等はこれまで不利性として捉えられてきたが、視点を変えれば、奄美群島の自然的特性や文化的特性、社会的特性などは、国の宝ともいべき他の地域にない魅力と資源であるからこそ、優位性として捉えなおすことができるものである。

今後、奄美群島における地域振興を進めるに当たっては、格差是正の進展のみならず、優位性を伸ばすという視点を明確にして、必要な基盤施設の整備を進めるとともに、これをいかし、地域の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する必要がある。

このような背景の下、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「法」という。）が改正され、奄美群島の自立的発展に資することが法目的に追加されるとともに、引き続き格差の是正を図ることに加え、これまで不利性として捉えられてきた特性を優位性として伸ばしていくという方向性が明確にされたところである。また、地域住民の意思を地域振興に反映させるため、島ごとの特性（文化、風土等）の相違を踏まえ、地元発意による地域の個性と地元の創意をいかした、地元の自助努力による主体的な地域づくりを行うための計画体系の改正が行われ、国及び地方公共団体は、地域間交流の促進や人材育成等について適切な配慮をすることとされたところである。

本基本方針は、法第2条に基づき、国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県及び関係市町村が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

関係市町村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、地域住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画案の策定を行うことが期待される。また、鹿児島県においては、本基本方針に基づき、市町村の作成する振興開発計画案の内容をできる限り反映させつつ振興開発計画を策定するものとする。

奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 奄美群島の役割

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を抱えているが、他方で、他の地域にない風土的な魅力や資源に恵まれており、我が

国にとって重要な役割を担っている。

(1) 豊かな自然環境

奄美群島は、亜熱帯地域としては世界でも雨の多い特殊な気象条件下にあり、また、太古の時代に大陸や日本列島から隔絶されたことから、固有種や希少種など、貴重な野生動植物が生息しているほか、美しいさんご礁の海や亜熱帯性の森など多様な自然が残っており、国定公園にも指定されている。このように、奄美群島は学術的にも価値の高い地域であり、我が国の多様な自然環境の形成・維持に大きな役割を果たしている。

(2) 多様で個性的な伝統文化等

奄美群島では、古くから中国・琉球等の影響を受けながら、個性豊かな独自の文化が形成されてきており、島唄や八月踊りなど、固有の伝統行事や民俗文化財等が受け継がれている。近年、これらの伝統文化は、全国的に広く知られるようになっており、我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進を通じて、国民生活の充実に貢献している。

(3) 長寿・癒しの島

奄美群島は、温暖な気候、生活に密着した伝統・文化、豊かで個性的な食文化など、健康・長寿・癒しに関連の深い多様な資源を有しており、平成15年9月現在の人口10万人当たりの100歳以上の者は約66人と、沖縄県（約42人・都道府県別で全国1位）よりも高い水準にある。

奄美群島の長寿・癒しの島としての特性は、国民に対するゆとりと潤いのある生活の提供を通じて、豊かな国民生活の実現に役立っている。

(4) 海洋資源の利用等

奄美群島は、南北約200kmの広大な海域に点在して排他的経済水域を保全し、また、その海岸線の延長は870kmに達し、美しいさんご礁で囲まれた島々が連なり、海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向ともあいまって、観光資源としての役割が期待されている。さらに、沖合の黒潮の影響で、回遊性魚類も数多く見られるほか、周辺海域には天然礁が多く存在するため、好漁場が形成されており、良質な食料の安定的な供給に貢献している。

2 振興開発の意義

奄美群島においては、我が国への復帰以降、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が講じられ、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から隔絶した外海離島という地理的条件、台風常襲地帯などの厳しい自然的条件下にあって、本土や沖縄との間に所得水準を始めとする経済面・生活面での諸格差がまだまだ残されており、奄美群島の自立的発展に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

また、奄美群島の野生動植物は、他の地域では見られない貴重でかけがえのないものであり、我が国の多様な自然環境の形成・維持に貢献していることにかんがみれば、その豊かな自然環境を保全していくことは、我が国にとって意義のある取組である。さらに、奄美群島の個性的な伝統文化や癒し・長寿の島としての特性は、我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進や、国民に対するゆとりと潤いのある生活の提供などを通じて、国民生活の充実に役立っており、このような地域社会を維持していく

ことは、社会全般にとっても有益である。

加えて、奄美群島の存在そのものが、排他的経済水域等の保全や船舶の航行や操業漁船の安全の確保など多面的な役割を果たしており、今後とも、奄美群島の地域社会を、人々が安定的に生活できる場として維持していくことには大きな意義がある。

したがって、このような奄美群島の果たしている種々の重要な役割を維持しながら、奄美群島の振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、ひいてはその自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

3 振興開発の方向

今後の奄美群島の振興開発に当たっては、引き続き社会基盤・生活基盤の整備を推進し、基礎条件の改善に努めるとともに、奄美群島の自立的発展に向けて、奄美群島の魅力と資源を活用した産業振興策、将来の奄美群島の振興開発を担う人材の育成等の施策の推進が必要である。

このため、本基本方針及び鹿児島県が定める振興開発計画に基づく各般の事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

(1) 優位性への転換と奄美群島の魅力の増進

奄美群島の地理的、自然的条件等は、これまで克服すべき、又は甘受しなければならぬ不利性の要因として捉えられてきたが、奄美群島は、世界に類を見ない貴重な野生動植物に代表される自然的特性、島唄などの多様で個性的な伝統文化等の文化的特性、長寿・癒しの島等の社会的特性を有している。

これまで不利な条件として捉えられてきた特殊事情も、このように視点を変えれば、他の地域にはない魅力と資源を奄美群島の優位性として捉えることができることから、優位性の発想に基づき、これらの特性をいかした内発的産業の振興を図るなど、地域の活性化に結びつけていく。

(2) 地域の発意と創意工夫の活用

貴重な野生動植物に象徴される独自の自然環境、個性豊かな伝統文化など、奄美群島の魅力と資源を発掘し、これを地域の活性化や自立的発展につなげていくためには、これらの資源についての詳細な知識と地域振興に向けた強い意欲を併せ持った住民の積極的な参画が必要であり、また、振興開発に当たっては、地元が受動的な立場から能動的な立場に変わることを認識することが必要である。

このため、行政機関を始め、観光協会・商工会などの関係団体が連携を強化するとともに、個々の住民が、奄美群島の住民としての自覚と誇りを持つよう、自主的かつ地域ぐるみで今後の奄美群島の振興開発のあり方を考える気運の醸成を図るなど、住民の発意と創意工夫を引き出し、具体的な振興開発施策に結びつけていく。

(3) 島ごとの特性に応じた振興開発の推進

奄美群島は、島ごとに降水量などの気象条件に相異があるほか、地形や文化、産業等も異なっていることから、地元の創意工夫をいかしつつ、島ごとの地理的・自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発を図っていく。

また、振興開発計画の策定に当たり、鹿児島県は、奄美群島内の市町村に対して案の提出を求めることとされているが、その際、複数の市町村による共同での案の

提出も可能となるよう措置されているため、島内に複数の市町村がある場合に、その島の独自性をいかした計画案を共同で作成・提出することなどが期待される。

(4) 地元主体の自主的な地域づくりの推進

今後、奄美群島の自立的発展を促進するためには、地元の発意・創意工夫をいかした振興開発が必要であるが、あわせて、地元が主体性を発揮し、自助努力により、公共事業だけに依存しない、足腰の強い地域づくりを進めていくことも重要である。

あわせて、地元主体の自主的な地域づくりのための、より効果的な支援方策についても検討する。

(5) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

奄美群島の特性をいかした地域の主体的な取組を支援し、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な取組を展開する。また、これまで整備されてきた社会基盤についても、ソフト・ハード両面からの取組を進めることで、一層の効果が期待される。

奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施に当たっては、国、鹿児島県、奄美群島内の市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるため、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

(1) 地域資源を活用した産業の振興

奄美群島は、特殊な自然環境、個性豊かな伝統文化、長寿・癒しの島としての特性など、他の地域にない風土的な魅力と資源を有している。地域の自立的発展に向けた振興開発を推進するためには、これらを最大限に活用した産業の振興が重要である。このため、地元主体の産業振興の取組に対し、ソフト施策による需要開拓・地域資源発掘等の支援、課税の特例措置、平成16年10月に独立行政法人化される奄美群島振興開発基金の活用など、必要な支援を行う。

また、大島紬や黒糖焼酎等の在来の産業についても、奄美群島内外の市場における競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化等に努める。

なお、奄美群島振興開発基金については、自律的かつ効率的な運営を行うとともに、産業の振興に必要な業務の充実強化に努める。

(2) 農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有しており、このような地域の特性に十分対応した農林水産業

の振興を図ることが重要である。そのため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農林水産業生産基盤の強化や基幹作物であるさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策等を促進する。また、それぞれの島の特性に合った流通体系を確立し、輸送コストの低減と販路の拡大を図る。

さらに、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性をいかした特産物の開発及び普及並びに生産、流通、消費の増進を図るとともに、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源をいかし、観光業と連携した取組を推進する。

2 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的にいかすことができる産業である。このため、奄美群島の亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生動植物、島唄等に代表される多様で個性的な伝統文化及び長寿・癒し等の魅力ある地域特性を観光資源として奄美群島内外に強くアピールし、その魅力を最大限に活用した体験・滞在型観光を推進するとともに、住民と行政による良質のサービスの提供、農林漁業との連携や奄美群島内外との交流活動の推進等を図りながら、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努め、リピーターの増加と観光地としての評価の向上を図る。

また、エコツーリズムは、今後有望な観光の一形態であるが、その推進については、観光の開発と将来にわたり継承すべき貴重な自然環境の維持との両立に十分配慮して取り組むものとする。

3 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通の確保

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な交通基盤の整備を推進するとともに、奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路の安定的な運航の確保に努める。

(2) 通信の確保

高度情報通信ネットワークは、奄美群島の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大など、奄美群島の魅力を広く知らしめることが可能となる。

このため、奄美群島において情報通信ネットワークの整備等を進め、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るための通信体系の充実に努める。

4 生活環境の整備に関する基本的な事項

生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成は、若年層やI・Uターンにより奄美群島に居住しようとする人々の生産・定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図る上で重要である。

このため、生活基盤の整備について、生活用水の安定確保、公共下水道の整備、道

路・都市公園の整備、公営住宅の整備等により、良好な居住環境の整備を推進し、やすらぎとつながりのある生活空間の形成を図るとともに、環境に優しい循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理を促進する。

5 保健衛生の向上に関する基本的な事項

奄美群島は、長寿・癒しの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源をいかし、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進する。

また、住民の生活や農林業の振興にとって大きな障害要因となっているハブの駆除対策及び咬症対策を促進する。

6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

奄美群島では、高齢化が進み、医療や介護の需要が高まってきていることに対応し、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。

また、相互扶助の気風が強いことなど、奄美群島の特性をいかした子育ての環境整備や、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援等の障害者福祉対策など、地域ぐるみの福祉環境の整備を促進する。

7 医療の確保等に関する基本的な事項

奄美群島には、依然として無医地区が存在するなど医療水準が十分でなく、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応など、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、中核的な病院による支援・協力体制の構築、遠隔医療支援システム等の活用、医師・看護師の確保等により、必要な医療水準の確保を図る。

8 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

奄美群島は、台風の常襲、梅雨時期の集中豪雨に加え、近年、地震活動が活発であり、自然災害の発生しやすい状況下にある。

このため、防災及び国土保全施設の整備や自主防災組織の育成など防災対策等の推進に努める。

9 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

(1) 自然環境の保全

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物や美しいさんご礁など多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。このため、奄美群島固有の野生動植物の保護及び増殖、外来生物の排除並びに国定公園の適正な保全及び利用の推進を図りつつ、世界自然遺産の推薦を目指す。また、各種事業の実施に当たっては、奄美群島の生態系や天然の景観を損なわないように、人と自然との共生、周囲の自然環境との調和等に努める。

(2) 公害の防止

公害の発生を未然に防止し、良好な生活環境を維持し、奄美群島独特の豊かな自然環境を保全するため、大気及び水質の保全、騒音の防止に努めるとともに、廃棄

物等の排出抑制や適正処理の推進、環境への負荷の少ない農業の推進等に努める。

10 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習の場を増やすことにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していくことが必要である。

このため、奄美群島特有の魅力ある地域資源をいかした体験学習や本土との子供達の交換留学等を取り入れるなど、地域の特性に応じた教育を進めるとともに、公立学校施設の整備・充実を図るなど、必要な教育環境の整備を推進し、創造性豊かな人材の育成を図る。

あわせて、地域に開かれた学校づくりを進め、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習社会の形成や社会教育活動の促進に努める。

(2) 文化の振興

奄美群島の固有の伝統行事や民俗文化財等を後世に受け継いでいくためには、地域住民の間でその保存・伝承に努めるとともに、こうした固有の文化に対する国民の理解を深めることが必要である。

このため、本土の人々も含めて、これらの伝統文化にふれあう機会を積極的に設けるとともに、学校教育や生涯学習の場において、伝統文化の保存、伝承の促進に努める。

11 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

奄美群島の魅力をいかし、奄美群島の自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の自立的発展を促進する上で非常に重要である。

このため、奄美群島を博物館と見立てて、産業、観光、文化等を総合的に振興する構想を定め、奄美群島の魅力や役割をPRするとともに、観光客との交流を推進する。また、これらの取組を通じて、奄美群島の住民が気付いていなかった地域資源の発掘を図るとともに、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深めることにより、双方の地域の発展を促進する。

加えて、都市部の子供達が奄美群島の豊かな自然環境や個性豊かな伝統文化を有する地域社会の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に、奄美群島の役割が広く認知される機会となることから、修学旅行や体験学習の場としてPRしていくことも重要である。

また、今後も、観光拠点を結んだネットワークの形成、固有の伝統芸能を通じた文化交流、気象的条件が類似している農林水産業の技術交流など諸分野での沖縄との交流を推進する。

12 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

引き続き奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、奄美群島の独特の豊かな自然環境等をいかした地域主体の振興開発を推進することとしているが、その場合、振興開発の担い手となる人材の育成が不可欠である。

このため、外部との交流の機会の増加等により、個々の住民の意識の向上を図るとともに、地域おこしに対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることのできる人材の育成を図る。また、住民主体の地域の活性化に向けた気運を醸成するための取組を行う。

さらに、奄美群島の自然、歴史、文化等についての研修の実施による観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成や、各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成等に取り組む。